

「江東区A I デマンド交通実証運行」システム導入業務委託 プロポーザル実施要領

1. 本業務の目的・趣旨

区内の地域公共交通は都営バスを基軸としており、区内で交通空白地域は一部点在するものの、まとまった地域としては存在しない。一方、令和5年度に実施した区民アンケートでは、高齢者や子育て世帯等の移動支援が必要な区民（以下「移動制約者」という。）から、外出する際の交通手段に不便を感じる理由として、「バス停が遠い・便数が少ない」などが上位となっている。

そのため、都営バス路線網を補完する区域内（ラストワンマイル）の移動手段として、移動制約者を対象とした新たな交通システムである「A I デマンド交通」の有効性を検証するため、導入効果が高いと想定される南砂地域において令和9年度に実証運行を実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名 「江東区A I デマンド交通実証運行」システム導入業務委託

(2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、実際の契約にあたり、本プロポーザルでの提案内容やその後の協議により内容を変更する可能性がある。

(3) 委託上限額

①令和8年度

9, 887, 000円(消費税及び地方消費税含む)

②令和9年度

8, 580, 000円(消費税及び地方消費税含む)

※令和9年度仕様書分契約は、令和8年度仕様書分契約の履行状況が良好な場合に限り、同委託の相手方と「7(3)価格提案書」を上限額とし、締結する。

(4) 契約期間

委託期間 契約確定日の翌日から令和10年3月31日

運行期間 令和9年5月から令和10年3月31日(予定)

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。

4. スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和 8 年 5 月 1 日（金）～令和 8 年 6 月 1 日（月）
- (2) 質問受付期間
令和 8 年 5 月 1 日（金）～令和 8 年 5 月 20 日（水）正午
- (3) 質問回答期限
令和 8 年 5 月 25 日（月）
- (4) 参加表明書の提出期限
令和 8 年 6 月 1 日（月）午後 5 時必着
- (5) 企画提案書等の提出期限
令和 8 年 6 月 1 日（月）午後 5 時必着
- (6) 第 1 次審査
令和 8 年 6 月 12 日（金）
- (7) 第 1 次審査結果通知
令和 8 年 6 月 12 日（金）
- (8) 第 2 次審査
令和 8 年 6 月 22 日（月）
- (9) 最終選定結果通知
令和 8 年 6 月 23 日（火）

5. 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間 : 令和 8 年 5 月 1 日（金）～令和 8 年 6 月 1 日（月）
 - イ 公募方法 : 区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

- ア 質問受付期間 : 公募開始～令和8年5月20日(水)正午必着
- イ 質問方法 : 持参・郵便・FAX 又は電子メールにより、下記「13」に記載の担当部署まで提出すること。
※郵送の場合は送付記録が残る方法で郵送すること
※質問書は、区が別途指定する様式により作成・提出すること
※電子メールで質問書を送付する場合の件名は、以下のとおりとする
【質問書】「江東区AIデマンド交通実証運行」システム導入業務委託プロポーザルに係る質問について
- ウ 回答期限 : 令和8年5月25日(月)
- エ 回答方法 : 質問への回答は区ホームページに掲示する。
質問者に対する個別の回答は行わない。

(3) 応募書類の提出

① 参加表明書

- ア 提出期限 : 令和8年6月1日(月)午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送
※郵送の場合は送付記録が残る方法で郵送すること
※提出先は下記「13」に記載の担当部署まで
※提出期限内に限り、提出した書類の変更及び再提出を可とする。

② 企画提案書等

- ア 提出期限 : 令和8年6月1日(月)午後5時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- イ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送
※郵送の場合は送付記録が残る方法で郵送すること
※提出先は下記「13」に記載の担当部署まで

6. 提出書類

- (1) 参加表明書 1部
- (2) 会社概要(任意様式) 1部
※ 自社作成済みのものでも可とする。
- (3) 企画提案書(任意様式) 正本1部 副本10部

- (4) 価格提案書（見積書） 2部
- ※ 価格提案書（見積書）の様式は任意とし、消費税を含む金額を記載するとともに、積算内訳を明記すること。
 - ※ 価格提案書は2か年合計金額、令和8年度分金額、令和9年度分金額を分けて記載すること。
 - ※ 見積金額については、総額のみを示す「一式見積」での記載は認めず、提案内容に基づき、人件費、業務内容ごとの経費等、内訳が分かる形で記載すること。
 - ※ 用紙サイズはA4判、用紙の向きは自由、文字列の方向は横とする。
 - ※ 宛先は「江東区A I デマンド交通実証運行」システム導入業務委託事業者選定員会委員長とすること。
- (5) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 1部
- ※ 発行日から3ヶ月以内のものとする。
- (6) 調査書（様式1） 2部
- ※ 他自治体での同様の業務実績について、最大10件まで記載すること。

なお、提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることもある。

7. 企画提案書等作成における留意事項

- (1) 書類の提出時期については、「4. スケジュール」のとおりとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1案とする。
- (3) 用紙サイズはA4判、用紙の向きは自由、文字列の方向は横とし、片面15枚以内（表紙を除く）とすること。
- (4) 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。
- (5) 企画提案書等において使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き、日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨は「円」とすること。
- (6) 副本には、事業者名が特定できる表現及びロゴマークなどを記載しないこと。もしくは、当該箇所にマスキングをすること。
- (7) 企画提案書の詳細について
企画提案書の記載事項は、次に掲げる項目ごとに分けて記載すること。
なお、「2（3）委託上限金額」内の提案に限る。

- ア 実施方針
- イ 業務実施体制
業務実施時の人員及び体制、業務完了までの計画を記載すること。
- ウ 構築するシステムの仕様・特徴
予約方法、キャッシュレス決済についての提案についても記載すること。
- エ 運用・保守体制
- オ セキュリティ体制
- カ その他の提案
地域性に即した独自の提案がある場合に記載すること。

8. 評価方法

- (1) 評価基準
別紙「評価基準」のとおり
- (2) 評価方法
企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「評価基準」に基づいて評価する。
- (3) 第1次審査（書類審査）
提出書類について別紙「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に上位3事業者を第2次審査対象者として選定する。
第1次審査の結果は、令和8年6月12日（金）に全ての参加者に電子メールにより通知し、併せて、第2次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。
- (4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。
1事業者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）程度とし、参加人数は3名までとする。
なお、パソコン等を用いた説明を基本とし、パソコン等その他必要機器は説明者の持込みとする。
- (5) 候補者の選定方法
 - ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
 - イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、同額の場合、当該事業者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成及び再提出すること。
江東区は、その価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候

補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

9. 選定結果の通知

第2次審査の結果は、令和8年6月23日（火）までに第2次審査の参加者に電子メールにより通知する。

10. 契約手続

(1) 第2次審査の結果、選定された候補者と江東区との間で委託内容、経費等について再度調整を行い、令和8年度委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11. 選定結果の公表

選定された候補者との契約締結後、速やかに下記項目について区ホームページにて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

ア (1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

イ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

12. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) すべての提出書類について、提出期限を超過した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (3) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成のために江東区から資料を受領した場合、その資料について、江東区の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) 電子メールや郵便等の事故について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (7) プロポーザルの参加にあたり、プロポーザル参加者に生じた損害等について、江東区はいかなる責任も負わない。
- (8) 本業務における令和9年度予算額については、令和9年第1回区議会定例会における令和9年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

13. 担当

江東区土木部地域交通課交通係 野呂、橋本、望戸

電話：03-3647-4784

FAX：03-3647-9287

メール：kotsu-k@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽4-11-28

以上